

令和2年12月11日

保護者の皆様へ

北谷町教育委員会
教育長 津嘉山 信行
北谷町立北玉小学校
校長 山城 亨
(公印省略)

児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合の取り扱いについて

平素より、本町における新型コロナウイルス感染拡大防止対策に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

みだしのことにつきまして、沖縄県教育委員会から、「児童生徒が濃厚接触者に特定された場合の取り扱いについて」の通知が届いています。

つきましては、通知に基づき児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合や濃厚接触者として特定された場合の出席停止措置について、以下の通りを行います。また、家庭と連携した対策に関する協力依頼もありますので、保護者・地域の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

記

1 学校において感染者等が発生した場合の対応について

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～の改訂について 2020.12.3 Ver5 より

(1) 児童生徒や教職員の学校感染者が発生した場合

児童生徒等に感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとります。

なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間とします。

2 ご家庭への協力依頼

- (1) 児童生徒が感染した場合、または濃厚接触者と特定された場合、保護者から学校へ必ず連絡をお願いいたします。
- (2) 濃厚接触者の児童生徒は、検査の結果が陰性だった場合も含め、感染者と最後に接触した日の翌日から2週間（健康観察期間）の自宅待機（出席停止）となります。
- (3) 2週間の健康観察期間終了後の翌日から登校可能となります。
- (4) 児童生徒に発熱等の風邪症状がみられる場合も無理をせず休ませてください。（「出席停止扱い」のため欠席とはなりません）
- (5) 感染が蔓延している地域（レベル2や3の段階）において同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる場合も同様に扱います。
- (6) 児童生徒本人ではなく家族に濃厚接触者が出た場合、検査結果が判明するまで自宅待機（欠席にはなりません）となります。学校に連絡してください。また、家族に陽性者が明らかになった場合には保健所の指示に従ってください。陰性の場合には、結果が判明した翌日から登校可能となります。
- (7) 体調が思わしくないときは、外出を控え人との接触を避けるようにしてください。

【学校保健安全法第19条】

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。